

# RCEP 協定 税率差マニュアル

財務省関税局・税関

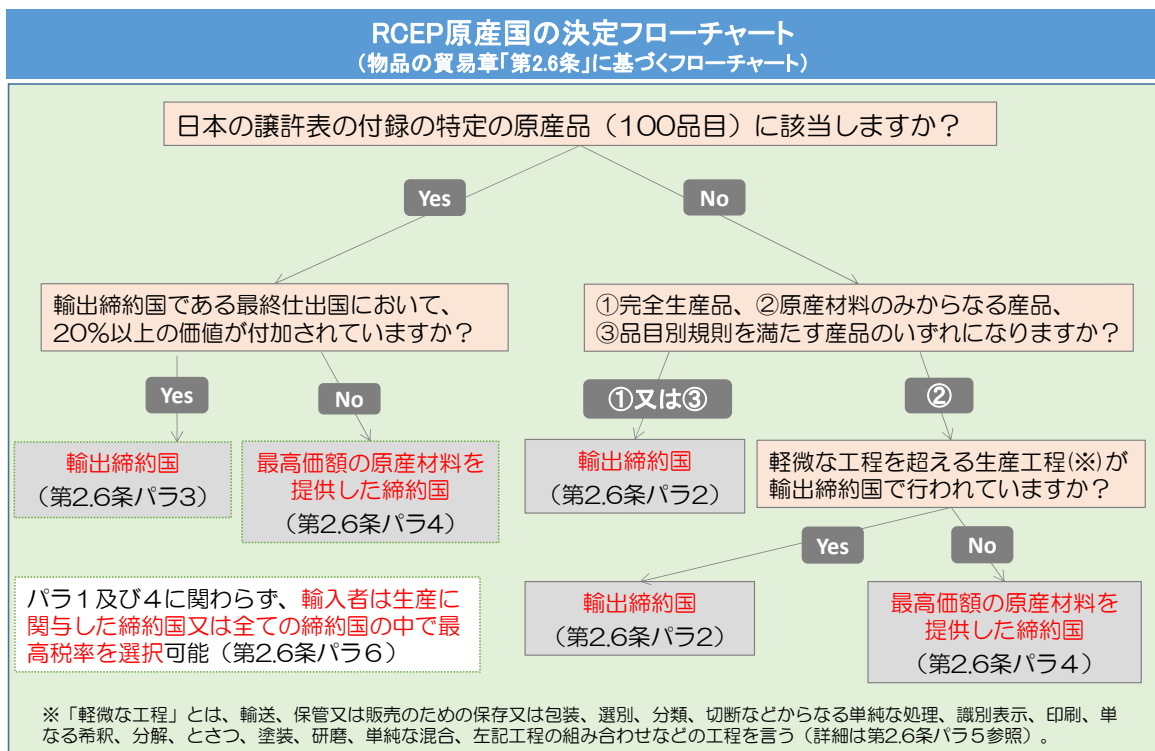
2021年12月

## 目 次

●RCEP 原産国確認のポイント	1
【総論】	
1. 関税率の差異（税率差）とは	2
2. 税率差ルールの目的と概要	3
3. RCEP 原産国とは	4
【輸入面】	
4. 付録の特定の原産品（100 品目）に該当しない場合の適用税率	5
(1) 完全生産品又は品目別原産地規則を満たす製品である場合	
(2) 原産材料のみからなる製品である場合	
5. 付録の特定の原産品（100 品目）に該当する場合の適用税率	7
(1) 輸出国で付加された価値が 20%以上の場合	
(2) 輸出国で付加された価値が 20%未満の場合	
6. 輸入者の選択による場合	10
7. 輸入申告の方法	11
(1) 原産地証明への記載	
(2) NACCS 原産地識別コードの入力	
8. 具体的事例（輸入）	14
事例 1 付録の 100 品目に該当し、製品の価額の総額 20 パーセント以上が輸出国の生産において付加されているケース	
事例 2 付録の 100 品目に該当しない「原産材料のみからなる製品」のケース	
【輸出面】	
9. 輸出に係る参考情報	20
(1) 税率差の発生する締約国と産品	
(2) 各締約国における適用税率の調べ方	
(3) 原産地証明について	
【その他】	
10. FAQ	21
11. 資料 1（税率差ルール参照条文）	22
資料 2（付録の特定の原産品（100 品目））	24

## 日本への輸入時における税率差発生品目の RCEP 原産国確認のポイント

- ステップ1** 輸入しようとする製品の関税分類番号 9 桁を特定する。  
 ⇒ 品目分類に係る事前教示がご利用になれます。  
<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
- ステップ2** 製品の輸出国に対して RCEP 税率が設定されていることを確認する。  
 ⇒ ステップ1で特定した関税分類番号 9 桁を基に、税関 HP の実行関税率表で調べるができます。  
<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- ステップ3** 製品が協定上の原産品と認められるかを確認する。  
 ⇒ 原産地に係る事前教示がご利用になれます。  
<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>
- ステップ4** RCEP 原産国を決定する（税率差ルールを適用）。
- ① 製品に税率差が発生しているかを確認する。  
 ⇒ ステップ2で確認した実行関税率表で RCEP 協定税率の欄（相手国毎に3欄）に全て同一の税率が記載されている場合以外は、税率差発生品目です。
  - ② ①で税率差が生じていた場合、ステップ1で特定した関税分類番号 9 桁が、付録の100品目に掲げられているかを確認する。  
 ⇒ 100品目のリストを御覧ください（このマニュアルの24頁から）。
  - ③ 下図フローチャートに従って RCEP 原産国を決定する。



- 多くの場合、RCEP 原産国は輸出締約国（=原産品の資格を取得した国）と同一になります。

## 1. 関税率の差異（税率差）とは

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定では、輸入する原産品の種類及び輸入相手国によって、適用される関税率が異なる場合があります。これを関税率の差異（税率差）と言います。税率差は、RCEP 協定第 2.6 条 1 の注において、輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇と定義されています。

日本への輸入の場合、相手国に応じて、①対 ASEAN・豪州・ニュージーランド、②対中国、③対韓国の 3 種類の税率を設定しており、税率差が発生している品目数は約 2,700 となっています。

### （参考 1）RCEP 協定第 2.6 条 1

関税率の差異（注）の対象となる全ての原産品は、輸出締約国が RCEP 原産国である場合に限り、輸入締約国が附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束に従って輸入の時に当該輸出締約国の原産品について適用する関税上の特惠待遇を受ける。

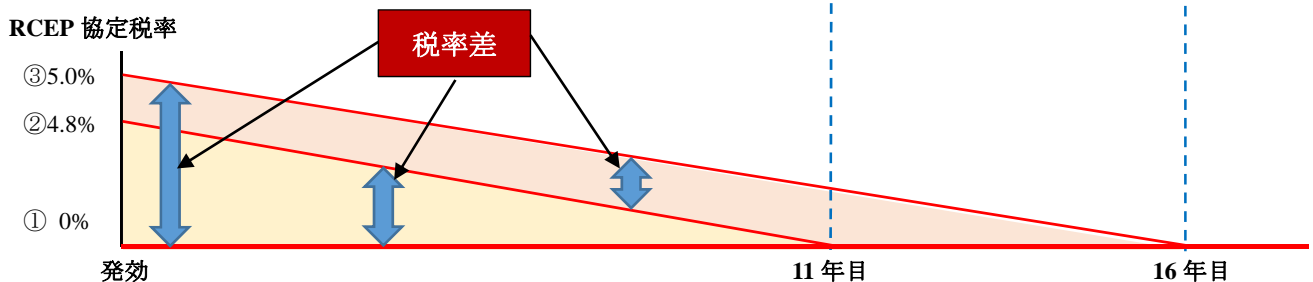
注 締約国は、「関税率の差異」とは、輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇をいうものと了解する。

### （参考 2）税率差のイメージ

品目：紡織用繊維の壁面被覆材（関税分類番号: 5905.00-000）

① 対 ASEAN・豪州・NZ、②対中国、③対韓国

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 年目
①	無税															
②	4.8%	4.3%	3.9%	3.4%	2.9%	2.4%	1.9%	1.4%	1.0%	0.5%	無税					
③	5.0%	4.6%	4.3%	4.0%	3.6%	3.3%	3.0%	2.7%	2.3%	2.0%	1.7%	1.3%	1.0%	0.7%	0.3%	無税



上記イメージのように、同一品目であっても相手国によって関税率や撤廃年数が異なる場合に税率差が生じるほか、相手国によって一部「U (除外)」としている場合にも税率差が生じます（例：対 ASEAN・豪州・NZ【無税】、対中国・韓国【U (除外)】）。

## 2. 税率差ルールの目的と概要

税率差品目の場合、相手国によって適用される関税率が異なるため、低い税率が適用される締約国を意図的に経由して輸入する行為（いわゆる「迂回輸入」）が発生することが考えられます。RCEP 協定では、こうした行為を防ぐためのルール（「税率差ルール」）が第 2.6 条に設けられており、その概要は以下のとおりです。

### （1）基本ルール（第 2.6 条 2）

RCEP 原産国は、RCEP 協定原産地規則章の規定に従って原産品の資格を取得した締約国とする（原産材料のみからなる産品の場合は輸出国で一定の加工を行った場合に限る。）。

### （2）特定の品目についての特別ルール（第 2.6 条 3）

輸入締約国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（国により品目数や種類は異なる。詳細は下記 9. 参照）に関しては、上記（1）にかかわらず、輸出締約国における付加価値が 20%以上だった場合にのみ、当該輸出締約国を RCEP 原産国とする。

### （3）補完的ルール（第 2.6 条 4）

上記（1）、（2）で輸出締約国が RCEP 原産国とならない場合、最高価額の前産材料を提供した締約国を RCEP 原産国とする。

### （4）輸入者の選択によるルール（第 2.6 条 6）

上記にかかわらず、輸入者は、原産材料を提供した締約国又は全ての締約国の中で最高税率を選択可能。

※p.1 の「RCEP 原産国の決定フローチャート」は、上記の税率差ルールを分かり易く図示したものです。

### 3. RCEP 原産国とは

経済連携協定（EPA）では、通常、各協定の原産地規則（RCEP 協定の場合は第 3.2 条）を満たして「原産品」と認められた製品について、輸出締約国に対して設定された関税率（EPA 協定税率）が適用されますが、RCEP 協定においては、上記 2. のとおり、輸出締約国の原産品について、協定第 2.6 条（税率差ルール）により決定される「RCEP 原産国」に対して設定された税率が基本的に適用されることとなります。

また、「RCEP 原産国」は原産地証明（原産地証明書等）の必要的記載事項となっているため、輸出締約国に対して RCEP 協定税率が設定されている品目については、税率差の有無にかかわらず、「RCEP 原産国」を記載する必要があります。

原産品の RCEP 原産国は、多くの場合は当該原産品が原産品としての資格を取得した国、つまり輸出締約国と同じとなりますが、税率差ルールの適用の結果、輸出締約国とは異なる締約国となる場合もあり得ます。

#### 4. 付録の特定の原産品（100品目）に該当しない場合の適用税率（第2.6条2関連）

輸入しようとする産品が、①完全生産品、②原産材料のみからなる産品、③品目別規則（PSR）を満たす産品の場合の適用税率は以下のとおりです。なお、輸入しようとする産品が、関税に係る約束の表（附属書I）の付録に掲げる特定の原産品である場合は、「5. 付録の特定の原産品（100品目）に該当する場合の適用税率（第2.6条3関連）」をご覧ください。

(1) ①完全生産品又は③品目別規則（PSR）を満たす産品の場合

輸出締約国が RCEP 原産国となり、輸出締約国に対する税率が適用されます。

(2) ②原産材料のみからなる産品の場合

輸出締約国において RCEP 協定第2.6条5に掲げる軽微な工程（以下参照）を超える生産工程が行われている場合に限り、当該輸出締約国が RCEP 原産国となり、当該輸出締約国に対する税率が適用されます。

なお、輸出締約国において軽微な工程を超える生産工程が行われていない場合、協定第2.6条4の規定に基づき、輸出締約国における原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額の原産材料を提供した締約国が RCEP 原産国となり、同国に対する税率が適用されます。

#### （参考3）RCEP 協定第2.6条2

原産品の RCEP 原産国は、当該原産品が第3.2条（原産品）の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする。同条（b）の規定に関しては、原産品に対して5に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合に限り、当該原産品の RCEP 原産国は、当該輸出締約国とする。

#### （参考4）RCEP 協定第2.6条4

2及び3の規定によって原産品の輸出締約国が RCEP 原産国であると決定されない場合には、当該原産品の RCEP 原産国は、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国とする。この場合において、当該原産品は、RCEP 原産国のその原産品について適用される関税上の特恵待遇を受ける。

#### （参考5）協定第2.6条5【軽微な工程】

2の規定の適用上、「軽微な工程」とは、次の工程をいう。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

注 この5の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f) 生産品の部品への分解

(g) 動物をとさつする工程（注）

注 この5の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h) 塗装及び研磨の単純な工程

(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程

(j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

(k) (a) から (j) までに規定する二以上の工程の組合せ



## 5. 付録の特定の原産品（100品目）に該当する場合の適用税率（第2.6条3関連）

RCEP 協定では、輸入締約国は自国の関税に係る約束の表（附属書 I）の付録に掲げる特定の原産品に関し、輸出締約国を RCEP 原産国として認定するための追加的要件が設けられており、日本の場合、農産品、皮革及び履物（計 100 品目）がこの対象となっています。具体的な品目については、巻末の資料をご覧ください。

特定の原産品については、当該原産品の総額の 20%以上の価値が輸出締約国において付加された場合のみ、当該輸出締約国が RCEP 原産国として認められることとなります。この付加価値の算出に当たっては、第 3.5 条（域内原産割合の算定）の規定を準用します。

なお、上記の付加価値を算定するに当たり、第 3.4 条の累積の規定は適用されませんのでご注意ください。

### （1）輸出締約国で付加された価値が 20%以上の場合

輸出締約国が RCEP 原産国となり、当該輸出締約国に対する税率が適用されます。

### （2）輸出締約国で付加された価値が 20%未満の場合

協定第 2.6 条 4 の規定に基づき、輸出締約国における原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額の原産材料を提供した締約国が RCEP 原産国となり、同国に対する税率が適用されます。

### （参考 6）RCEP 協定第 2.6 条 3

2 の規定にかかわらず、輸入締約国により附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に特定された原産品については、当該原産品が当該付録に定める追加的な要件を満たす場合に限り、RCEP 原産国は、輸出締約国とする。

### （参考 7）付録 第 2.6 条（関税率の差異）3 の規定に関する付録

1 この付録の規定の適用上、

(a) 「追加的な要件」とは、原産品の輸出締約国が、第 3.5 条（域内原産割合の算定）の規定に必要な変更を加えたものに基づいて算定するところにより当該原産品の価額の総額の 20 パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国であるとの要件をいう。（注）

注 この付録の規定に従い当該原産品の価額の総額を算定するに当たっては、第 3.4 条（累積）1 の規定にかかわらず、他の一又は二以上の締約国において生産された産品又は材料は、その原産品又は原産材料としての資格にかかわらず、非原産品又は非原産材料とみなす。

### (参考 8) RCEP 協定第 3.2 条

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすもの

は、原産品として取り扱う。

- (a) 一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの
- (b) 一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品
- (c) 一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であつて、附属書 3 A（品目別規則）に定める関連する要件を満たすもの

### (参考 9) RCEP 協定第 3.5 条

1 附属書 3 A（品目別規則）に定める産品の域内原産割合については、次のいずれかの計算式により算定する。

- (a) 間接方式又は控除方式

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

- (b) 直接方式又は積上げ方式

$$RVC = \frac{VOM + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「RVC」とは、百分率で表示される産品の域内原産割合をいう。

「FOB」とは、第 3・1 条（定義）(e)に定義する FOB 価額をいう。

「VOM」とは、産品の生産者により取得され、又は自ら生産され、かつ、産品の生産において使用される原産品である材料、部品又は生産物の価額をいう。

「VNM」とは、産品の生産において使用される非原産材料の価額をいう。

「直接労務費」には、賃金、報酬その他の被用者給付を含む。

「直接経費」とは、経費の総額をいう。

2 この章の規定に基づく産品の価額については、千九百九十四年のガット第七条の規定及び関税評価協定の規定に必要な変更を加えたものにより算定する。全ての費用については、産品が生産される締約国において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録し、かつ、その記録を保管するものとする。

3 非原産材料の価額は、次のとおりとする。

- (a) 輸入される材料については、輸入の時の当該材料の CIF 価額

(b) 締約国において得られる材料については、確認可能な最初に支払われた又は支払われるべき価額

4 原産地不明の材料は、非原産材料として取り扱う。

5 次の経費は、非原産材料又は原産地不明の材料の価額から控除することができる。

(a) 生産者まで当該非原産材料又は原産地不明の材料を輸送するために要する運賃、保険料、梱包費その他の輸送に関する費用

(b) 当該非原産材料又は原産地不明の材料に対する関税、内国税及び通関手数料（免除され、又は払い戻される関税及びその他の方法により回収される関税を除く。）

(c) 無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再生可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）

(a)から(c)までに規定する経費が不明である場合又は当該経費についての証拠がない場合には、その控除は、認められない。

## 6. 輸入者の選択による場合（第 2.6 条 6 関連）

RCEP 協定第 2.6 条 1 及び 4 の規定にかかわらず、輸入者は、RCEP 締約国から産品を輸入する際、①当該産品の原産材料を提供した RCEP 締約国又は②全ての RCEP 締約国のうち、当該産品に対して最も高い税率が設定されている締約国の税率を選択することができます。また、「RCEP 締約国から提供された原産材料」としている原材料が協定第 3.2 条（原産品）の規定を満たしていることを示す書類を、自己申告制度利用の場合は原則輸入申告時に提出、それ以外の場合は保存する必要があります。

なお、当該産品に対する税率に「U（除外）」が設定されている場合、「U（除外）」が最も高い税率となり、RCEP 協定税率は適用できませんのでご注意ください。

### （参考 1 0）RCEP 協定第 2.6 条 6

1 及び 4 の規定にかかわらず、輸入締約国は、輸入者に対し、次のいずれかの関税上の特恵待遇を要求することを認める。

(a) 輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い関税率。ただし、当該輸入者がその要求を証明することができる場合に限る。原産材料とは、最終的な産品の原産品としての資格の要求において考慮された原産材料のみをいう。

(b) 輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い関税率。

## 7. 輸入申告の方法

RCEP 原産国については、輸入申告時に原産地証明の一環として税関に対して申告する必要があります。

### (参考 1 1) 税率差発生品目の確認方法

輸入しようとする製品について、税率差が発生しているかどうかは、以下の手順で確認することができます。

- ① 輸入しようとする製品の関税分類番号 9 桁を特定します。
- ② 税関 HP の実行関税率表から、上記①で特定した関税分類番号の RCEP 協定税率の欄（相手国毎に 3 欄）を確認し、全て同一の税率が記載されていない場合は、税率差発生品目です。RCEP 協定税率の欄（3 欄）に全て同一の税率が記載されている場合、輸入しようとする製品は税率差対象品目ではありません。
- ③ 税率差発生品目が付録の特定の原産品（100 品目）の対象になっているかについては、巻末の資料又は税関 HP の当該特定品目のステージング表で確認できます。

#### (1) 原産地証明（原産地証明書等）への記載

RCEP 原産国は原産地証明上の必要的記載事項となっています（※）。第三者証明制度（原産地証明書）、認定輸出者自己証明制度又は輸出者・生産者による自己申告制度を利用して RCEP 協定税率を適用しようとする場合には、輸出締約国側で発給又は作成される原産地証明上に RCEP 原産国の記載がありますので、その記載に基づいて申告ください。なお、輸出者・生産者による自己申告制度は、輸出締約国・輸入締約国の双方が導入している場合のみ利用可能です。協定発効時点で輸出者・生産者による自己申告制度を採用しているのは日本、豪州、ニュージーランドの 3 か国です。これ以外の締約国が新たに輸出者・生産者による自己申告制度を採用する場合には税関 HP でご案内いたします。

輸入者自己申告制度を利用される場合には、輸入者の側で RCEP 原産国を判断し、原産品申告書上に RCEP 原産国を記載する必要があります。仮に輸入者の側で RCEP 原産国を判断するための十分な情報をお持ちでない場合には、輸入者自己申告制度の利用はできませんので、第三者証明制度、認定輸出者自己証明制度又は輸出者・生産者による自己申告制度のいずれかをご利用ください。

なお、RCEP 原産国の記載を含め原産地証明の記載に相違又は脱落がある場合の取扱いについては、税関 HP 原産地規則ポータルに掲載する「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い」をご覧ください。

（※）自己申告制度を利用する場合の注意点

輸出者、生産者又は輸入者による自己申告制度を利用される場合、輸入通関時に、原産品申告書とともに、原産品であること明らかにする書類（原産品申告明細書及び関係書類）を提出いただく必要があります。RCEP 原産国をどのように判断されたかの説明についても、原産品申告明細書への記載や、関係書類の提出を必要とする場合がありますのでご注意ください。詳しくは、税関 HP 原産地規則ポータルに掲載の「自己申告制度」利用の手引き～RCEP 協定～をご覧ください。

(2) 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を利用した輸入申告 (原産地証明書識別コード)

NACCS を利用して輸入申告をする場合には、RCEP 協定税率用の原産地証明書識別コードを入力する必要がありますが、RCEP 協定の原産地証明書識別コード(4桁)は、①原産地 (申告) 種別 (2桁)、②原産地証明書等区分 (1桁)、③貨物の種類 (1桁) から構成されています。

① 原産地 (申告) 種別

RA	豪州	R1	シンガポール	R5	タイ
RC	中国	R2	ブルネイ	R6	ベトナム
RK	韓国	R3	カンボジア	以下発効順に R7 から R0 (ゼロ) までを付番	
RN	ニュージーランド	R4	ラオス		

② 原産地証明書等区分

T	輸出国当局が発給した原産地証明書 (第三者証明)
A	認定輸出者による自己証明
P	製造者 (※) による原産品申告書
E	輸出者による原産品申告書
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

※生産者と同義です。

③ 貨物の種類

E	4	EPA に基づく原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出がある貨物 【CO 等を提出】
	5	少額扱い貨物 【CO 等提出なし】
A	7	EPA に基づく原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出猶予申請を行う貨物

NACCS を利用した輸入申告に際しては、RCEP 原産国に対応する①原産地(申告)種別コードを入力ください。第 2.6 条 6 に基づき最高税率を選択される場合には最高税率が設定されている国に対応する①原産地(申告)種別コードを入力の上、NACCS 上の輸入申告の記事欄にその旨を記載ください。

## 8. 具体的事例（輸入）

以下の事例は RCEP 協定全署名国が発効したことを前提に作成しています。発効国については最新の情報をご確認ください。

### 事例 1

付録の 100 品目に該当し、製品の価額の総額 20 パーセント以上が輸出締約国の生産において付加されているケース 《紳士用革靴（カジュアルシューズ）》

#### （1）製品の情報

- ・ 関税分類番号：6403.99-015
- ・ 最終生産国（輸出国）：ベトナム
- ・ 生産に使われた材料（HS 番号／調達元）：
  - ① アッパー材（第 41 類／中国）
  - ② ライニング材（第 39 類、第 60 類／中国）
  - ③ 本底（第 64.06 項／ベトナム）
  - ④ 中敷き（第 64.06 項／ベトナム）
  - ⑤ 靴紐（第 63 類／中国）
  - ⑥ 縫糸（第 55 類／ベトナム）
  - ⑦ 接着剤（第 35 類／米国）



注：①～⑥について、それぞれ中国又はベトナムで調達した以上の情報はない。

- ・ 製造工程：ベトナム国内の自社工場において、上記材料を使用し、裁断、縫製、接着作業等を経て本品を製造する。

#### （2）関税率（関税分類番号：6403.99-015）

	発効前	1 年目	2 年目	3 年目	～	18 年目	19 年目	20 年目	21 年目以降
ASEAN、豪州及びニュージーランドに対する待遇	30.0% (その率が1足につき	20.3%	18.9%	17.6%		無税	無税	無税	無税
中国に対する待遇	4,300 円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	20.6%	19.5%	18.5%		3.1%	2.1%	1.0%	無税
韓国に対する待遇		U	U	U		U	U	U	U

※区分U＝関税の引下げ又は撤廃に係る約束の対象から除外される。

#### （3）製品の原産性の確認

上記（1）「生産に使われた材料」のうち、⑦は非締約国である米国から調達しているので明らかに非原産材料です。また、①～⑥についても、締約国から調達されていますが原産材料と認めるに足る情報は含まれていません。



ベトナムにおいて非原産材料を使用して生産される HS 第 64.03 項に分類される産品が RCEP 協定上の原産品と認められるための原産地規則は以下のものです。

HS 第 64.03 項品目別規則	<u>CTH 又は RVC40</u>
-------------------	---------------------

上記（１）の情報により、本品は、産品と①～⑦の材料との間に HS 4 桁レベルの変更があることが確認できます。全材料が上記品目別規則のうち「CTH」を満たすことから、本品は RCEP 協定上のベトナム原産品と認められます。

#### （４）本品に適用される税率差ルールの特定

本品（関税分類番号：6403.99-015）は、税率差品目であり、かつ日本国の附属書 I（関税に係る約束の表）の付録に掲げられていますので、以下の税率差ルールが適用されます。

#### 再掲（参考 6）RCEP 協定第 2.6 条 3

2 の規定にかかわらず、輸入締約国により附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に特定された原産品については、当該原産品が当該付録に定める <u>追加的な要件を満たす場合に限り、RCEP 原産国は、輸出締約国とする。</u>
--

#### 再掲（参考 7）付録 第 2.6 条（関税率の差異）3 の規定に関する付録

1 この付録の規定の適用上、 (a) 「追加的な要件」とは、原産品の輸出締約国が、第 3.5 条（域内原産割合の算定）の規定に必要な変更を加えたものに基づいて算定するところにより <u>当該原産品の価額の総額の 20 パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国であるとの要件をいう。</u> （以下略）
---

⇒ 「追加的な要件」である「当該原産品の価額の総額 20 パーセント以上が当該原産品の生産において付加される締約国である」を満たせば、産品の輸出国であるベトナムが RCEP 原産国となり、本品にはベトナムに対する税率が適用されます。

#### （５）上記（４）で特定した税率差ルール（第 2.6 条 3）を満たすかの確認

本品の輸出国であるベトナムが、上記（４）で特定した税率差ルール「当該原産品の価額の総額 20 パーセント以上が当該原産品の生産において付加される締約国である」との要件を満たすかを確認します。

算定方法は、第 3.5 条（域内原産割合の算定）の規定に必要な変更を加えたものに基づきます。この例では、同条に掲げられた計算式のうち、「間接方式又は控除方式」を使って計算します。

「間接方式又は控除方式」の計算式 ＝（FOB 価額－産品の生産において使用される非原産材料の価額）÷FOB×100
--

この値が 20 パーセント以上であれば、本品の RCEP 原産国は輸出国であるベトナムになります。この値を求めるためには上記（1）の情報に加えて以下の情報が追加で必要になります。

- ・ 製品の FOB 価額
- ・ 製品に生産において使用される非原産材料の価額

**【追加で確認した情報】**

㊦製品の FOB 価額：3,000JPY

㊧製品に生産において使用される非原産材料（※）の価額（生産者から情報入手）：  
非原産材料価額＝2,000JPY

（※）上記（1）の「生産に使われた材料」の情報は調達元に関するものに留まり、RCEP 協定上の原産品と認められる情報が提示されていないことから、非締約国である米国から調達された材料㊦だけでなく、締約国において調達された材料㊠～㊦の価額についても非原産材料価額に含める必要があります。

**【算定】**

$$(\text{㊦}3,000 - \text{㊧}2,000) \div \text{㊦}3,000 \times 100 = 33.3\% \geq 20\%$$

以上により、本品の RCEP 原産国は輸出締約国であるベトナムとなり、「ASEAN、豪州及びニュージーランドに対する関税上の特惠待遇」を受けることができます（1年目の税率は 20.3%）。

## 事例 2

付録の 100 品目に該当しない「原産材料のみからなる産品」のケース

《ダメージ加工を施した男子用デニムパンツ》



### (1) 産品の情報

- ・ 関税分類番号：6203.42-200
- ・ 最終生産国（輸出国）：カンボジア
- ・ 生産に使われた材料（HS 番号／調達元）：

綿製デニムパンツ（第 6203.42 号／RCEP 協定上の中国原産品）

綿製デニムパンツに係る情報

材料：①綿織物（第 52 類）、②ポリエステル製不織布芯地（第 56 類）、  
③リベット（第 83 類）、④ボタン（第 96 類）、  
⑤レザーパッチ（第 42 類）、⑥ラベル（第 58 類）、⑦縫糸（第 54 類）

製造工程：原料投入→裁断→芯張り→縫製→ボタン付け→製品洗い

- ・ 製造工程：カンボジア国内の自社工場において、上記材料を使用し、以下の工程で製造する。

デニムパンツ仕入れ→専用機械設備による洗い加工（軽石等で表面を摩擦）及びダメージ加工→仕上げ→検査→包装

### (2) 関税率（関税分類番号：6203.42-200）

	発効前	1 年目	2 年目	3 年目		15 年目	16 年目		21 年目以降
ASEAN、豪州及びニュージーランド に対する待遇	9.1%	無税	無税	無税	~	無税	無税	~	無税
中国に対する待遇		8.5%	8.0%	7.4%		0.6%	無税		無税
韓国に対する待遇		U	U	U		U	U	U	U

※区分U＝関税の引下げ又は撤廃に係る約束の対象から除外される。

### (3) 産品の原産性の確認

上記（1）の情報により、カンボジアでは、RCEP 協定の締約国である中国の原産品であるデニムパンツを材料として使用し、ダメージ加工を施しているため、第 3.2 条 (b) の「原産材料のみからなる産品」と認められます。

(※) 中国の生産者による生産を証明する書類（全材料及び生産工程の情報）が必要になります。

(4) 本品に適用される税率差ルールの特定

本品（関税分類番号：6203.42-200）は、日本国の附属書 I（関税に係る約束の表）の付録に掲げられていませんが、上記（2）の表のとおり税率差品目ですので、以下の税率差ルールが適用されます。

**再掲（参考3）RCEP 協定第 2.6 条 2**

原産品の RCEP 原産国は、当該原産品が第 3.2 条（原産品）の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする。同条（b）の規定に関しては、原産品に対して 5 に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合に限り、当該原産品の RCEP 原産国は、当該輸出締約国とする。

⇒ この例では、上記（3）のとおり、カンボジアで生産された商品は第 3.2 条（b）の「原産材料のみからなる商品」として RCEP 協定上のカンボジア原産品と認められますので、「原産品に対して 5 に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国で行われた場合に限り」、商品の輸出締約国であるカンボジアが RCEP 原産国となります。

(5) 上記（4）で特定した税率差ルール（第 2.6 条 2）を満たすかの確認

本品の輸出国であるカンボジアが、上記（4）で特定した税率差ルールのうち「原産品に対して 5 に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国で行われた場合」という要件を満たすかを確認します。

第 2.6 条 5 の規定を確認します。

**再掲（参考5）協定第 2.6 条 5【軽微な工程】**

2 の規定の適用上、「軽微な工程」とは、次の工程をいう。

- (a) 輸送又は保管のために商品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために商品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

注 この 5 の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

- (d) 商品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (e) 商品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

- (f) 生産品の部品への分解
- (g) 動物をとさつする工程（注）  
注 この5の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。
- (h) 塗装及び研磨の単純な工程
- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程
- (j) 製品の単純な混合（異なる種類の製品の混合であるかどうかを問わない。）
- (k) (a) から (j) までに規定する二以上の工程の組合せ

カンボジアでの生産工程は、上記（1）により以下のとおりであることがわかっています。

デニムパンツ仕入れ→専用機械設備による洗い加工（軽石等で表面を摩擦）→  
専用機械設備によるダメージ加工→仕上げ→検査→包装

この生産工程のうち、専用機械設備による洗い加工（軽石等で表面を摩擦）及びダメージ加工は、第2.6条5に規定する「軽微な工程」のいずれにも該当しません。

以上により、本品の RCEP 原産国は輸出締約国であるカンボジアとなり、「ASEAN、豪州及びニュージーランドに対する関税上の特惠待遇」を受けることができます（1年目の税率は無税）。

## 9. 輸出に係る参考情報

### (1) 附属書 I に付録を設けている締約国とその概要

RCEP 協定において、日本以外で税率差が発生する品目を設定しているのは、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの 6 か国です。これらの国の附属書 I の付録に掲げられている品目数及び主な品目は以下のとおりです。

	品目数	主な品目
中国	82	綿糸、オートバイ、機械類、牛肉等
韓国	99	自動車、自動車部品、機械類、農林水産品等
インドネシア	99	鉄鋼、自動車、化学等
タイ	98	機械類、鉄鋼、農水産品等
フィリピン	41	ゴム、エアコン、ゴム製品、野菜等
ベトナム	100	オートバイ、自動車部品、ガラス、農水産品等

### (2) 各締約国における適用税率の調べ方

各国の税率差対象品目の詳細については、外務省 HP に掲載されている各国の附属書 I (Annex I Schedules of Tariff Commitments) 及び同附属書の付録 (Appendix in Relation to Paragraph 3 of Article 2.6 (Tariff Differentials)) (英文のみ) をご確認ください。

### (3) 原産地証明について

RCEP 原産国は原産地証明上の必要的記載事項となっておりますので、日本からの輸出に際しては、原産地証明上に RCEP 原産国の記載が必要になります。なお、RCEP 協定においては日本以外の国で輸入者自己申告の利用はできませんので、輸出国側 (日本側) において原産地証明を発給又は作成する必要があります。

## 10. FAQ

Q1. RCEP 原産国は事前教示の対象となりますか。

- A. RCEP 原産国は原産地証明の必要的記載事項となっており、原産地に係る事前教示の対象となります。各税関の原産地調査官部門にご相談ください。なお、事前教示における RCEP 原産国の回答については、税関 HP 原産地規則ポータルに掲載中の「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に係る原産地の事前教示の受付開始について」も併せてご確認ください。

Q2. 輸入者自己申告を利用したいのですが、RCEP 原産国の認定に関する情報が輸出者から得られません。どのように対応すればよいでしょうか。

- A. RCEP 原産国の認定に関する情報が入手できない場合には、輸入者自己申告ではなく、第三者証明制度（原産地証明書）、認定輸出者自己証明制度又は輸出者・生産者による自己申告制度をご利用ください。

Q3. 税率差が発生していない品目についても RCEP 原産国を記載する必要がありますか。

- A. RCEP 原産国は原産地証明上の必要的記載事項となっているため記載の必要がありますが、多くの場合、輸出締約国が RCEP 原産国となります。なお、原産地証明に係る RCEP 原産国の記載に相違又は脱落がある場合の具体的な取扱いについては、税関 HP 原産地規則ポータルに掲載の「不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い」をご覧ください。

Q4. RCEP 原産国と輸出締約国が異なることになる具体的な事例を教えてください。

- A. RCEP 原産国と輸出締約国が異なることになるのは限られたケースだと考えられます。そのような貨物の取扱いがある場合には、必要に応じて、具体的な生産工程等の情報を元に個別に税関の窓口にご相談ください。

Q5. RCEP 原産国は事後確認の対象となりますか。

- A. 事後確認の対象となりますので、貨物の原産性の確認と同様、RCEP 原産国についても十分にご確認の上、RCEP 協定税率を適用ください。





## 1 1. 資料 1 (税率差ルール参照条文)

### RCEP 協定第 2.6 条 (関税率の差異)

1. 関税率の差異 (注) の対象となる全ての原産品は、輸出締約国が RCEP 原産国である場合に限り、輸入締約国が附属書 I (関税に係る約束の表) の自国の表に定める関税に係る約束に従って輸入の時に当該輸出締約国の原産品について適用する関税上の特惠待遇を受ける。

注 締約国は、「関税率の差異」とは、輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇をいうものと了解する。

2. 原産品の RCEP 原産国は、当該原産品が第三・二条 (原産品) の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする。同条 (b) の規定に関しては、原産品に対して 5 に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合に限り、当該原産品の RCEP 原産国は、当該輸出締約国とする。

3. 2 の規定にかかわらず、輸入締約国により附属書 I (関税に係る約束の表) の自国の表の付録に特定された原産品については、当該原産品が当該付録に定める追加的な要件を満たす場合に限り、RCEP 原産国は、輸出締約国とする。

4. 2 及び 3 の規定によって原産品の輸出締約国が RCEP 原産国であると決定されない場合には、当該原産品の RCEP 原産国は、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のもを提供した締約国とする。この場合において、当該原産品は、RCEP 原産国のその原産品について適用される関税上の特惠待遇を受ける。

5. 2 の規定の適用上、「軽微な工程」とは、次の工程をいう。

(a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程

(b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な (注) 処理

注 この 5 の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

- (e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (f) 生産品の部品への分解
- (g) 動物をとさつする工程（注）
  - 注 この5の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。
- (h) 塗装及び研磨の単純な工程
- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程
- (j) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）
- (k) (a) から (j) までに規定する二以上の工程の組合せ

6. 1及び4の規定にかかわらず、輸入締約国は、輸入者に対し、次のいずれかの関税上の特惠待遇を要求することを認める。

- (a) 輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い関税率。ただし、当該輸入者がその要求を証明することができる場合に限る。原産材料とは、最終的な産品の原産品としての資格の要求において考慮された原産材料のみをいう。
- (b) 輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い関税率。

資料2（付録の特定の前産品（100品目））

RCEP協定第2.6条（関税率の差異）3の規定に関する付録に掲げられている品目

※税率及び品目別規則欄は便宜追記したもの

関税品目	品名	基準税率	ASEAN 豪州 ニュージーランド	中国	韓国	品目別規則 (PSR)
081190.110	(1) パイナップル	23.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
081190.210	(1) パイナップル	23.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
110423.010	1 コーンフレークの製造に使用するもの	16.2%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC（第10類の材料からの変更を除く）
110423.090	2 その他のもの	18.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC（第10類の材料からの変更を除く）
110620.200	－ その他のもの	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
180632.220	(2) その他のもの	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
190110.219	B その他のもの	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200490.120	(2) その他のもの	23.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200490.211	－ アスパラガス	17.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200560.010	1 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	16.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200599.190	(2) その他のもの	13.40%	11年目まで段階的に削減、以降11年目の税率を維持	除外	除外	CC
200599.220	(2) 豆（さや付きのものを除く。）	17.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200599.919	(b) その他のもの	12.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200599.999	(b) その他のもの	9.0%	16年目撤廃	除外	除外	CC
200799.111	－ ジャム	16.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200799.211	－ フルーツピューレー及びフルーツペースト	34.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200799.221	－ フルーツピューレー及びフルーツペースト	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200819.199	－ その他のもの	16.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200830.110	(1) パルプ状のもの	29.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200830.190	(2) その他のもの	23.80%	1年目の税率(7.4%)を維持	除外	除外	CC
200830.290	(2) その他のもの	17.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200897.211	A パルプ状のもの	29.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40

200897.219	B その他のもの	23.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200897.229	B その他のもの	17.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200899.100	1 梅	12.0%	16年目撤廃	除外	除外	CC
200899.215	(b) その他のもの	29.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200899.219	－ その他のもの	16.80%	1年目の税率(5.3%)を維持	除外	除外	CC
200899.227	－ その他のもの	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200911.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200911.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200911.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200911.290	(2) その他のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200912.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200912.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200912.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200912.290	(2) その他のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200919.110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200919.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200919.210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	21.3%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200919.290	(2) その他のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200931.219	C その他のもの	19.1%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200939.190	(2) その他のもの	29.8%（その率が1kgにつ	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC

		き23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)				
200939.219	C その他のもの	19.1%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
200939.290	(2) その他のもの	25.50%	1年目の税率(8.0%)を維持	除外	除外	CC
200961.200	2 その他のもの	19.1%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200969.210	(1) しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200971.110	(1) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200971.190	(2) その他のもの	34.0%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200989.111	A しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200989.119	B その他のもの	29.8%(その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200989.123	－ その他のもの	19.1%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200989.129	B その他のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200990.111	A しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200990.121	A しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
200990.129	B その他のもの	25.5%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC又はRVC40
220720.100	1 アルコール分が90%以上のもの	27.2%	16年目撤廃	除外	除外	CC
410441.122	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410441.212	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410441.219	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410441.222	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410449.122	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410449.212	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410530.112	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40

410622.112	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410711.212	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410711.219	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410712.212	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410712.219	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410712.222	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410719.212	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410791.212	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410791.222	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410792.212	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410792.219	―― その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410792.222	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410799.212	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
410799.222	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
411200.212	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
411310.212	－ その他のもの	30%	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640320.022	―― その他のもの	30.0%（その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640340.012	―― その他のもの	30.0%（その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640340.022	―― その他のもの	30.0%（その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640351.029	－ その他のもの	30.0%（その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640359.019	－ その他のもの	30.0%（その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40

		量税率)				
640359.104	―― 紳士用のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640359.105	―― 婦人用のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640359.111	―― ベース又はプラットフォームが木製のもの (中敷き又は保護用の金属製トーキヤップを有するものを除く。)	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640359.119	―― その他のもの	30.0% (その率が1足につき2,400円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640391.019	― その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640391.029	― その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640399.015	―― 紳士用のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640399.016	―― 婦人用のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640399.031	― ベース又はプラットフォームが木製のもの (中敷き又は保護用の金属製トーキヤップを有するものを除く。)	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いとき	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40

		は、当該従量税率)				
640399.039	---- その他のもの	30.0% (その率が1足につき2,400円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640399.029	---- その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640419.119	- その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640420.119	- その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640420.222	- その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640590.112	- その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640590.122	- その他のもの	30.0% (その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40